

議提第7号

市有地事業用定期借地権設定契約の変更等を求める決議

会議規則第14条の規定により、市有地事業用定期借地権設定契約の変更等を求める決議を次のとおり提出する。

平成29年9月22日 提出

提出者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	日高	英城
賛成者	北本市議会議員	大嶋	達巳
賛成者	北本市議会議員	高橋	伸治
賛成者	北本市議会議員	三宮	幸雄
賛成者	北本市議会議員	諏訪	善一良

北本市議会議長 黒澤健一様

## 市有地事業用定期借地権設定契約の変更等を求める決議

- 1 平成 29 年 8 月 17 日に締結した「事業用定期借地権設定契約書」は、契約条項第 30 条及び地方財政法第 8 条並びに北本市契約規則の趣旨に鑑み、事業用定期借地権設定契約は、公有財産の長期的に良好な保全と管理、常に住民の共有財産として健全な状態で維持できるよう、以下のように本契約の変更等を求める。
  - (1) 新条項として、借地権並びに建設する建物の第三者に担保設定を禁じる。また、建設する建物に市が抵当権を設定する。
  - (2) 第 22 条の第 2 項として、更地については地下埋設物を含むことを規定したうえで、設計書をもとに解体費用を試算し、それに該当する費用を保証する銀行保証等を明記する。現第 2 項は第 3 項とする。
  - (3) 連帯保証人に、代表者個人または金融機関を加える。
- 2 契約の変更は、締結前に議会に説明すること。

以上、決議する。

平成 29 年 9 月 22 日

北 本 市 議 会